

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

日本付近は広くプレートの沈み込むところであり、北海道付近では、北海道が乗っている北アメリカプレートの下には太平洋プレートが千島海溝沿いに潜り込んでいる（移動量：年間8～9cm）。このため、これら2つのプレート境界部に当たる北海道南東沖周辺にひずみがたまり、大きな地震が発生しやすくなっている。

釧路市周辺では、1993年釧路沖地震や1994年北海道東方沖地震をはじめ、過去に大きな地震が繰り返し発生している。これは、本市南東海域に位置する千島海溝付近が、北海道が乗っている北アメリカプレートと太平洋プレートの境界部に当たるため、その周辺にひずみがたまり、大きな地震が発生しやすくなっていることに起因する。都市ごとに推計される地震の再来年数によれば、1993年釧路沖地震（震度6）と同等規模の地震が釧路市で発生する可能性は35年に1度と推定される。

①津波ハザードマップ

数十年ごとに発生すると予想される津波（津波警報を想定）と、平成24年6月に北海道が公表した最大クラスの津波（大津波警報を想定）により、想定される浸水範囲と深さのほか、避難路と緊急避難場所等の情報を掲載している。

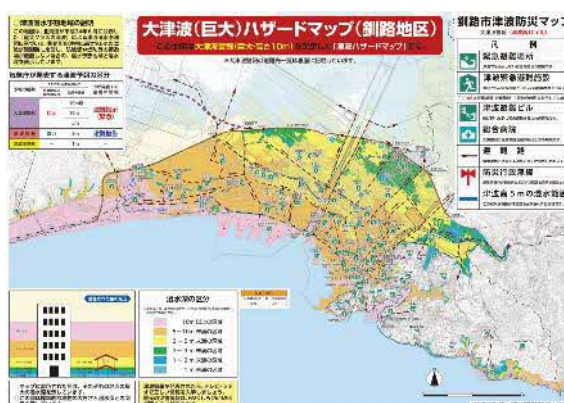
数十年ごとに発生すると予想される津波（高さ3m）で、港湾地区、中心市街地の約半分、歓楽街の殆どのエリアが浸水する。

最大クラスの津波（大津波）の場合、市街地東側の一部を除き壊滅的な被害が予測される。

また、令和2年4月に、国より千島海溝沿いで巨大地震が発生した場合の津波断層モデル等が公表され、令和3年7月には北海道が新たな津波浸水想定を公表したところである。現在、この想定を基に津波の一時避難施設の見直し作業等を行っている。



津波ハザードマップ
津波警報（釧路地区）高さ3m

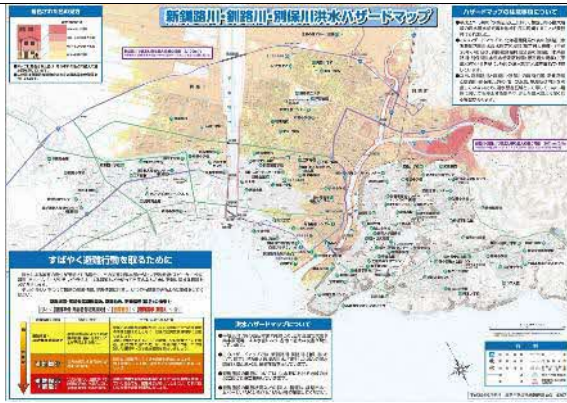


津波ハザードマップ
大津波警報（釧路地区）巨大・高さ10m

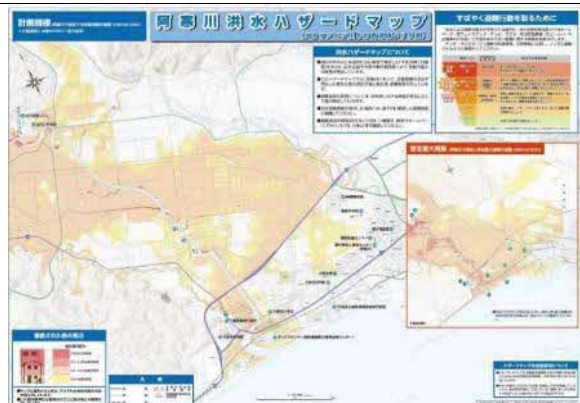
②洪水ハザードマップ

釧路市は、新釧路川（国管理）、釧路川（道管理）、阿寒川（道管理）の大きな川に挟まれており、大正時代には釧路川と阿寒川が大洪水を起こした。

洪水が起きると、川に挟まれた地域の大部分が浸水するほか、橋の通行への支障が予想される。



新釧路川・釧路川・別保川洪水ハザードマップ



阿寒川ハザードマップ

③地震防災マップ

釧路市地震防災マップは、想定された地震の中で被害状況が最も甚大となる地震のデータを用いて、その想定地震による最大震度分布図をもとに建築物や人口など社会的データを併せることにより被害の想定や釧路市地域防災計画の広域避難場所・指定避難施設・緊急輸送道路などを示した内容を盛り込んでいる。



地震防災マップ（釧路地区西部）



地震防災マップ（釧路地区東部）

④感染症

新型コロナウイルスや新型インフルエンザは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とする感染症であって、新型のウイルスに対する免疫の獲得状況によっては、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

《過去における主な災害記録》

発生年月日	災害の種類	被災地区（震央）	被害件数（状況）
平成3年1991 4/24 09:32	地震	釧路沖	釧路市で住宅一部破損（津波なし）
平成5年1993 1/15 20:06	地震	釧路沖	死者2名、負傷者647名、住宅全半壊48件他 命名：「平成5年（1993年）釧路沖地震」（津波なし）
平成5年1993 7/12 22:17	地震	北海道 南西沖	死者202名、行方不明者29名、負傷者321名、住宅全半壊5,850件、船舶被害1,729件、道路損壊630件 命名：「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」（津波有り）
平成6年1994 10/4 22:23	地震	北海道 東方沖	負傷者436名、住宅被害7,764棟、道路損壊1,762件、船舶被害104隻、津波：花咲173cm、釧路97cm 命名：「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」（津波有り）
平成6年1994	地震	三陸東方	死者3名、負傷者692名、住宅被害5,604棟、道路損壊96箇所

12/28 21:20		はるか沖	所他 津波：花咲 25 cm、釧路 18 cm 命名：「平成6年（1994年）三陸はるか沖地震」（津波有り）
平成15年2003 9/26 04:50	地震	十勝沖	行方不明者2名、負傷者849名、住宅被害2,073棟、道路破損200箇所他 津波：花咲90cm、釧路港120cm 命名「平成15年（2003年）十勝沖地震」（津波有り）
平成16年2004 11/29 03:32	地震	釧路沖	負傷者26名、住宅被害2棟（津波有り）
平成16年2004 12/6 23:15	地震	根室半島 南東沖	負傷者5名（津波なし）
平成22年2010 2/27 15:34	地震	チリ 中部沖	被害なし、津波：花咲100cm、釧路70cm（2/28）（津波有り）
平成23年2011 3/11 14:46	地震	三陸沖	釧路2.1m、一般住宅：床上浸水96棟・床下232棟・その他333棟、土木被害55件、水産被害65件、商工業79件 命名「東日本大震災」：東北地方で被害甚大（津波有り）
平成24年2012 3/14 18:08	地震	三陸沖	被害なし、津波：花咲9cm、えりも20cm、霧多布9cm 浦河4cm、白老5cm（津波有り）
平成25年2013 2/2 23:17	地震	十勝地方 中部	負傷者3名（津波なし）
平成30年2018 9/6 3:07	地震	胆振地方 中東部	北海道（市内）全域停電（津波なし）

釧路市地域防災計画より抜粋

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 8,212事業所（平成26年経済センサス）
- ・小規模事業者数 5,695事業所（平成26年経済センサス）

●釧路市（釧路商工会議所所管エリア）の小規模事業者数及び事業所総数

産業区分	小規模事業者数			事業所総数		
	2009年 (H21)	2014年 (H26)	増減 (%)	2009年 (H21)	2014年 (H26)	増減 (%)
農林漁業	24	20	△8.3	35	29	△17.1
鉱業、採石業、砂利採取業	2	6	300.0	6	7	16.7
建設業	718	647	△9.8	778	703	△9.6
製造業	239	267	11.7	317	334	5.4
電気・ガス・熱供給・水道業	6	5	△16.6	9	8	△11.1
情報通信業	60	47	△21.6	75	60	△20.0
運輸業、郵便業	212	196	△7.5	303	273	△9.9
卸売業、小売業	1,393	1,186	△14.9	2,201	1,922	△12.7
金融業、保険業	193	156	△19.2	236	192	△18.6
不動産業、物品賃貸業	1,014	782	△22.8	1,029	826	△19.7
学術研究、専門・技術サービス業	183	188	2.7	290	283	△2.4
宿泊業、飲食サービス業	1,115	1,045	△6.3	1,448	1,368	△5.5
生活関連サービス業、娯楽業	724	675	△6.7	838	777	△7.3
教育、学習支援業	129	130	0.8	202	211	4.5
医療、福祉	95	105	10.5	469	613	30.7
複合サービス業	34	25	△26.5	45	40	△11.1
サービス業（他に分類されないもの）	237	215	△9.2	597	566	△5.2
合計	6,378	5,695	△10.7	8,878	8,212	△7.5

出典：平成21年・26年経済センサス

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

項目	年月	備考
釧路市地域防災計画の策定	1964(S39). 5	令和3年8月改定
釧路市防災メールの配信	2017(H29). 11	メール・FAX・電話
土砂災害情報個別配信システム	2019(R1). 8	メール・FAX・電話

防災備蓄品の備蓄	①食料品（3日分） カロリーメイト、アルファ米、飲料水等 ②生活関連・情報伝達・照明器具 毛布、アルミマット、段ボールベッド、ラジオ、ランタン等 ③停電対策用資機材 ポータブル発電機、仮設分電盤 ③感染症備蓄品 マスク、消毒液、非接触型体温計、ウェットティッシュ等
防災訓練の実施	①釧路市総合防災訓練（年1回） ②釧路市洪水避難訓練（年1回） ③釧路市津波避難訓練（年1回）

2) 当所の取組

項目	年月	備考
経営安定セミナー「防災・危機管理対策『想定外』の事態から人と会社を守る」開催	2014(H26). 10	講習会
中小企業のBCP（事業継続計画）に向けた支援について（中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」提供の周知）	2016(H28). 11	WEB
企業BCPセミナー	2016(H28). 12	所内経営指導員勉強会
BCP（事業継続計画）ワークショップ	2017(H29). 7	講習会
BCP・事業継続力強化計画に係る勉強会	2021(R03). 7	所内職員勉強会

2 課題

- ・ 協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不在。
- ・ 小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・ 体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。
- ・ 地域防災計画の事業継続に関する記載があいまいである。

3 目標

○ 成果目標

小規模事業者の3%が事業継続力強化計画を作成し、0.5%がBCPを作成する。

(平成26年経済センサス)

業種	商工業者数 (経済センサス)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標	
			BCP	事業継続力強化計画
商 卸・小売業	1,922	1,186	6	36

工業者	建設業	703	647	3	19
	製造業	334	267	1	8
	サービス業	1,666	1,103	6	33
	飲食・宿泊業	1,368	1,045	5	31
	その他	2,219	1,447	7	43
		8,212	5,695	28	170

年度別目標 (BCP)

	業種	策定目標	R4	R5	R6	R7	R8
商工業者	卸・小売業	6	1	1	1	1	2
	建設業	3	0	0	1	1	1
	製造業	1	0	0	0	0	1
	サービス業	6	1	1	1	1	2
	飲食・宿泊業	5	1	1	1	1	1
	その他	7	1	1	1	2	2
		28	4	4	5	6	9

年度別目標 (事業継続力強化計画)

	業種	策定目標	R4	R5	R6	R7	R8
商工業者	卸・小売業	36	7	7	7	7	8
	建設業	19	3	4	4	4	4
	製造業	8	1	1	2	2	2
	サービス業	33	6	6	7	7	7
	飲食・宿泊業	31	6	6	6	6	7
	その他	43	8	8	9	9	9
		170	31	32	35	35	37

○ 実施目標

※上記課題に基づいた項目ごとに目的や数値目標等を簡潔に記載してください。

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催 所報	年1回
協力体制マニュアルの整備	当所と当市との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	マニュアル整備	R4 年度中 整備
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連絡会議開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員の育成	勉強会開催 保険会社と共同 で巡回指導	年1回 適宜
情報発信	当所 WEB ページに特設項目を設け、必要な情報を掲載する。	適宜保険会社と 掲載事項の確認	通年

4 その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・ 釧路市地域防災計画との整合性を確認しながら、災害時に混乱なく応急対策など取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 所報や市広報、ホームページ、SNS 等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当所は、令和4年度中に事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・ 保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 計画作成希望がある小規模事業者を把握し、希望する支援（商工会議所、保険会社、中小機構専門家派遣等）の聴取を行い具体的な作成支援をする。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催を依頼する。
- ・ 他釧路商工会議所事業継続計画に記載予定。

保険会社との連携について

会社名	セミナーへの専門講師の派遣	当所職員同行訪問による保険制度の説明	個別事業者へのBCP作成支援
東京海上日動火災保険(株) 釧路支社	○	○	○
三井住友海上火災保険(株) 釧路支社	○	○	○
あいおいニッセイ同和損害保険(株) 釧路支社			○

※三井住友海上火災保険(株)はグループ内MS&ADインターリスク総研(株)と連携

エ. フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ フォローアップ対象は、計画作成者とし、計画作成目標数と同数とする。

年度別フォローアップ数 (BCP)

	業種	策定目標	R4	R5	R6	R7	R8
商 工 業 者	卸・小売業	6	1	1	1	1	2
	建設業	3	0	0	1	1	1
	製造業	1	0	0	0	0	1
	サービス業	6	1	1	1	1	2
	飲食・宿泊業	5	1	1	1	1	1
	その他	7	1	1	1	2	2
		28	4	4	5	6	9

年度別フォローアップ数 (事業継続力強化計画)

	業種	策定目標	R4	R5	R6	R7	R8
商 工 業 者	卸・小売業	36	7	7	7	7	8
	建設業	19	3	4	4	4	4
	製造業	8	1	1	2	2	2
	サービス業	33	6	6	7	7	7
	飲食・宿泊業	31	6	6	6	6	7
	その他	43	8	8	9	9	9
		170	31	32	35	35	37

- ・ 小規模事業者のBCP等取組状況の確認 (直接確認、支援機関への確認)
- ・ 協議会等を開催し、状況確認や改善点等について協議する。(年1回開催)

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害(震度5弱以上)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

(2) 発災後の対策

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当所による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ (豪雨における例) 職員自身の判断で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は下記を想定する)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。(連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定)
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回以上共有する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回以上共有する
1 ヶ月以降	適宜共有する

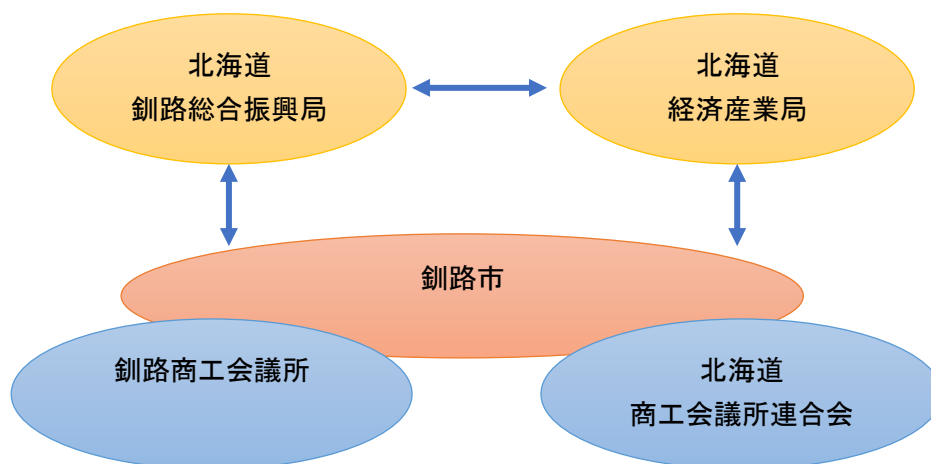
必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法について釧路市と相談する（当所は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 釧路市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会議所連合会等に相談する。

（６）その他

- ・ 本計画は、釧路商工会議所及び釧路市のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに道経済部中小企業課へ報告する。

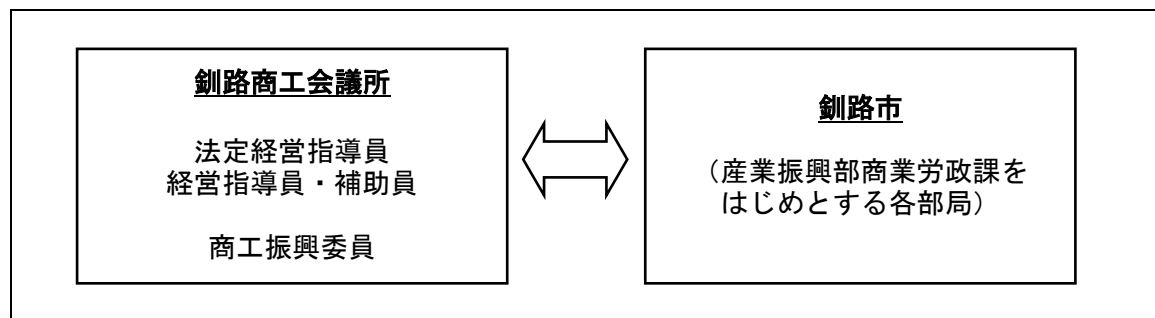
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小野寺 則夫 (0154-41-4143)

経営指導員 情野 裕良 (0154-41-4143)

経営指導員 齋藤 大 (0154-41-4143)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3 商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 釧路商工会議所 中小企業相談所

〒085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル4階

TEL 0154-41-4143 FAX 0154-41-4000

URL <http://www.kuhcci.or.jp>

(2) 関係市町村

釧路市 産業振興部 商業労政課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL: 0154-31-4611 (内線 4116)

FAX: 0154-23-0606

e-mail: sho-shougyourousei@city.kushiro.lg.jp

4 その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	必要な資金の額		300	300	300	300
・ 専門家派遣費		0	0	0	0	0
・ 協議会運営費		20	20	20	20	20
・ セミナー開催費		250	250	250	250	250
・ パンフ、チラシ作製費		30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、市補助金、道補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。